

## 議案第41号

### 財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐野市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めます。

令和4年6月3日提出

佐野市長 金子 裕

### 1 処分する財産

#### (1) 土地

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )
山形町字中妻	648番3	山林	656.00
山形町字中妻	648番5	学校用地	316.00
山形町字中妻	649番1	山林	85.00
山形町字中妻	649番2	山林	2,459.00
山形町字中妻	649番3	山林	1,596.00
山形町字中妻	649番4	宅地	717.35
山形町字中妻	649番5	学校用地	167.00
山形町字中妻	650番3	山林	545.00
山形町字中妻	650番6	宅地	493.47
山形町字中妻	650番7	山林	526.00
山形町字中妻	650番9	宅地	382.17
山形町字芝本	767番1	山林	717.00
山形町字芝本	767番1地先	学校用地	119.00
山形町字芝本	767番4	学校用地	12.00
山形町字芝本	767番6	学校用地	36.00
山形町字芝本	768番6	学校用地	32.00
山形町字芝本	768番7	学校用地	8.22
山形町字芝本	768番8	学校用地	16.00
山形町字芝本	768番9	学校用地	65.00
山形町字芝本	768番10	学校用地	142.00

山形町字芝本	910 番 2	学校用地	78.00
山形町字芝本	911 番 2	学校用地	54.00
山形町字芝本	911 番 2 地先	学校用地	5.33
山形町字芝本	912 番 2	学校用地	157.00
山形町字芝本	913 番 3	学校用地	795.00
山形町字芝本	913 番 4	山林	20.00
山形町字芝本	913 番 5	学校用地	26.00
合計	27 筆		10,225.54

(2) 建物

用途	構造	床面積(m <sup>2</sup> )
校舎	鉄筋コンクリート造、瓦葺、2階建	1,818.00
体育館	鉄骨造、金属葺、2階建	566.00
脱衣室・更衣室	コンクリートブロック造、金属葺、平屋建	58.00
物置	鉄骨造、金属葺、平屋建	40.00
倉庫	木造、金属葺、平屋建	15.00
合計		2,497.00

2 処分の方法

随意契約による売払い

3 売払価格

55,763,000円

(1) 土地 30,363,000円

(2) 建物 25,400,000円

4 売払いの相手方

栃木県足利市富士見町1番地3

有限会社ヤマダ

取締役社長 谷内 浩子

## 理 由

市が所有する土地及び建物を売り払いたいので提案するものです。

## 参 考

佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 4 1 号参考資料

